

電源開発株式会社  
「(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業環境影響評価準備書」  
に対する勧告について

平成26年11月14日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県由利本荘市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 16,100kW(2,300kW級×7基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 6月17日
住民等意見の概要受理	平成26年 8月12日
秋田県知事意見受理	平成26年10月30日
環境大臣意見受理	平成26年10月27日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

電源開発株式会社「(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業  
環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境モニタリングを適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たって主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 事後調査結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺では、他事業者による風力発電所が既に供用中であり、これら発電所との累積的な環境影響が懸念される。このため、実行可能な範囲で周辺の他事業者と周辺の環境情報を共有し、地域全体で効果的な環境保全措置を講ずることで、環境影響を低減させるよう努めること。
- (5) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切に措置を講ずること。

2. 各論

(1) 騒音等について

- ① 工事用資材等の搬出入に伴う騒音について、交通量が最大となる国道7号沿道の本荘大橋北側地点において、工事用車両の影響が最大と考えられる時期に、環境モニタリングを実施し、その結果を環境基準に照らして、適切な環境保全措置を講ずること。
- ② 施設の稼動に伴う騒音について、予測及び評価に用いた調査結果は、環境基準との対比を行う条件を満たしていないことから、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に沿った調査を再度実施し、同マニュアルに沿った除外音処理及び既設風力発電所からの累積的な影響を確実に反映した上で、最寄の住居、病院、社会福祉施設等を対象に予測を再度実施すること。そ

の結果を環境基準に照らして評価を実施し、必要に応じて、より低騒音型の風力発電設備の採用、稼働制限・停止等も選択肢に含めた適切な環境保全措置を講じ、その結果及び環境保全措置の内容を公表すること。また、環境モニタリングを実施し、実行可能な範囲で周辺事業者間の連携、共同で、地域全体で効果的な環境保全措置を講ずるよう努めること。

- ③ 発電所の稼働による騒音及び超低周波音については、騒音源の騒音放射特性、伝搬過程における気象条件や地形の影響など不確実性が大きい要因があることから、事後調査を実施すること。また、風力発電機から発生する騒音の周波数特性データの測定条件や50Hz以下のデータの有無、風速別の周波数特性データの有無を確認すること。

## (2) 風車の影について

対象事業実施区域北側の病院施設について、風車の影による環境影響が生じるおそれがあるため、供用後に当該施設に対して聴き取り調査を実施するとともに、その結果に応じて、風力発電設備の稼働調整を基本とした適切な環境保全措置を講ずること。

## (3) 動物（猛きん類等）について

- ① 対象事業実施区域の周辺では、ミサゴやハヤブサ等の希少な猛きん類の飛翔が確認され、特にミサゴについては実施区域の東側の2箇所で営巣が確認されている。したがって、ミサゴについては、環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、工事期間中の環境モニタリング（ミサゴの営巣木確認）及び供用後の事後調査を実施すること。また、これらミサゴに係る事後調査及び他の重要種も対象とした供用後の環境モニタリング（バードストライク調査）において、重大な影響が認められた場合には、専門家等の助言を踏まえて、風力発電設備の稼働制限、停止等も含めた追加的な環境保全措置を講ずるとともに、その結果及び環境保全措置の内容等を公表すること。
- ② 事後調査により鳥類の誘引等が判明した場合には、その内容に応じ、専門家等の助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ③ 衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

## (4) 植物について

工事着手前にハマボウフウの生育状況を再確認し、可能な限り影響の回避に努めること。また、やむを得ず代償措置として、本種の移植を実施する際には、移植方法及び移植先の選定が移植の成否を決める重要な要素となるた

め、専門家等の助言を踏まえて、慎重に実施するとともに、その結果及び経過等を公表すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。